

広島県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市瀬戸町大字長和字王子原奥七二九〇の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため